

青森県子どもの貧困対策等推進委員会設置要綱

(設置目的)

第1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「青森県子どもの貧困対策推進計画」の着実な推進を図るため、施策の点検、評価等の進行管理を行う青森県子どもの貧困対策等推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

(組織)

第2 推進委員会は、教育関係者、社会福祉事業従事者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員14名以内で組織する。

2 推進委員会の委員は、知事が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3 推進委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 推進委員会の会議は、知事が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 議長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(庶務)

第6 推進委員会の庶務は健康福祉部こどもみらい課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。